

平成31年度 事業計画

社会福祉法人 音更晩成園

2017年2月に厚生労働省より発表された「地域共生社会」の実現に向けて、障害者総合支援法および介護保険法の見直しを図られ、昨年は、障害福祉サービス報酬、介護報酬、診療報酬が同時に改定された。

このような中、障害者支援施設においては、重度・高齢化が全国的に大きな課題となっており、当法人でも同様であるが、特に65歳以上の障害者の介護保険優先の原則に基づいた対応については、実施機関と綿密な連携を図りながら、個々の状況に配慮しつつ、慎重に進めていくこととしている。

また、数年前より進めてきた晩成学園および緑陽荘の改築計画は、本年3月、補正予算による社会福祉施設整備事業費補助決定の内示を受け、平成31年度内の竣工を目指すこととなったが、この計画に基づき、入所定員削減と地域移行促進、ならびに日中活動拠点の整備を図る目的から、GH（定員4～5名×2箇所）の建設と、日中活動事業所『（仮称）デイサポートさ〜くる』の創設も並行して行うこととしている。

一方、数年前より社会保険労務士および税理士との業務委託を行い、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの確立を図ってきたところであるが、複雑・多様化する社会情勢を背景として予期せぬトラブル等が発生しやすい状況もあり、その未然防止の意味からも専門家からの助言を受けられるよう、新たに顧問弁護士との契約を進めていくこととしている。

また、10月には消費税が8%から10%に引き上げられることになっているが、この消費税率引き上げに係る障害福祉サービス等報酬の改定率は0.44%とされている。

なお、今年度の具体的な重点目標は以下の通りである。

重点目標

- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進
- 改築・創設に伴う体制づくりの構築
- リスクマネジメント対応の拡大（顧問弁護士契約）
- 中・長期的財政支出の再構築（人件費、積立金、償還金、減価償却費等）

☆施設整備

- ・ 晩成学園、緑陽荘の移転改築と通所事業所の創設
- ・ グループホームの建設

☆地域における公益的な取組

- ・ 環境美化運動（花咲ける郷）
- ・ 地域行事への積極的な参加（連絡協議会・町内会活動）
- ・ 災害時における福祉支援体制と関係機関とのネットワーク造りの推進
- ・ 施設機能の解放、職員の専門性の提供

☆農福（農業・福祉）・高福（高速道路・福祉）連携事業の取り組み

☆利用者支援

- ・ 生活習慣病の予防と健康管理、医療機関との連携
- ・ 虐待防止と権利擁護
- ・ 安心・安全な生活環境整備（施設内事故の防止）
- ・ 自治会活動への支援

☆人材確保・定着に向けた取り組み

- ・ 職員のスキルアップ

資格取得のための支援

資質向上のための研修（外部研修・内部研修）の実施

- ・メンタルヘルス講習
- ・組織強化（幹部職員、中堅職員の育成）

☆保護者会との連携

- ・夏祭りの実施協力
- ・懇談会の実施

晩成学園 支援事業計画

「与えられる福祉（措置）から選ぶ福祉（契約）へ」という平成 12 年の社会福祉基礎構造改革は、対人援助を福祉サービスと商品化することにより福祉事業参入への門戸開放を図る一つの側面がありました。障害福祉の分野では平成 15 年の支援費制度に始まり、平成 18 年の障害者自立支援法でこの動きが加速されました。平成 31 年度を間近に控え、国の障害福祉計画「第 5 期計画」（平成 30 年度～32 年度）も中間年に入り、益々地域に根ざした社会福祉法人ではなくてはならないという思いがあると共に、利用者への支援サービスにおいても、創立 53 年を数える当法人として改めて襟を正して事業を進めていきたいと思っています。障害のある方が地域で暮らすための生活支援、就労支援等を個々の障害や生活の実態に合わせて提供していく必要があると考え、地域の福祉拠点として地域に貢献できるにふさわしい施設として役割を担っていきたいと考えています。また当事業所においては、高齢化の急加速が伺え、入所利用者の 2 / 3 が高齢者となり、認知機能は元より身体機能レベルでの障害、程度が重度化してきており、施設生活、社会生活を送るうえで障害は多種多様な表れ方をし、支援者である職員も多様な対応に試行錯誤しているところもあります。高齢利用者の生活の質を高めることは様々な場面で高度な技術が求められており、各種の研修を通して施設職員としての技術を磨き、研鑽に努めていきたいと思っています。

【基本方針】

- I. 権利擁護の厳守と自己決定権の推進に努める。
- II. 利用者個々の人格や個性を尊重し、高齢者が生き甲斐や楽しみを持って暮らせる支援を展開する。
- III. 職員は常に専門的な知識と技術の研鑽に努め、利用者の心身の安定と健康の維持に努める。

【支援方針】

1. 支援態勢と日中活動の充実

施設入所・通所共により個々のニーズや特性に適した支援を行い、よりきめ細かなサービスを利用者の方に提供出来るよう、個別のニーズや特性に合わせた活動を設定し取り組んでいく。

充実したサービスを提供していくため、支援課の体制強化を図り、幅広く障がい者支援を見極める力をつけ、より一層の支援サービス向上に努めていく。

人材の育成と定着を図るためエルダー制度を導入し、スタッフ同士の意思疎通が日々成り立つよう努めると共に、資質向上を図っていく。

毎月の会議で、インシデント・アクシデントの分析を行い、事前の事故防止に繋がるよう対応し、利用者の方が安心・安全に過ごせるよう努めていく。

超高齢化に即した残存機能及び健康寿命を維持できるよう日々の支援を通して個々の状況に合わ

せた身体機能の維持を図っていく。

利用者の小グループでの道内・外旅行など余暇時間の充実を図り、対象利用者の状況やニーズに合わせて企画し実施する。

サークル活動を定期的に企画し創作活動やレクリエーション、軽運動を積極的に取り入れ日中活動の充実を図る。また、利用者自治会企画のイベントなど運営のバックアップをしながら個々のニーズに合わせて引率外出などを実施し、生活の張りにつながるよう努めていく。

2. 権利擁護・虐待防止

権利擁護・虐待防止部会を中心に利用者の権利擁護に関して取り組んできた。今年度についても、過去の取り組みを生かすと共に、更なる権利擁護や虐待防止、個々の利用者の尊重に取り組んでいく。利用者の意志決定を尊重し、障害特性によって意思疎通が困難な方にも構造化など多様な意思疎通の方法を活用し合理的配慮に努めていく。

権利擁護・虐待防止に関する自己チェックを定期的に実施する。

毎月のヒヤリハットを集計し、事故防止に日々緊張感を持ち、支援会議にて分析・対応を図る。

外部で開催される各種研修会に積極的に参加し専門知識の習得に努める。

内部研修を実施し、虐待防止の啓発と普及、望ましい支援のあり方を検討していく。

利用者の個々の尊重と権利擁護を支援の重点として、職員の専門性と支援技術のスキルアップにも努め、生活介護のみならず日中活動の充実と利用者の生活の質の向上を目指す。

3. 医療

利用者の高齢・重度化にともない、医療対応や給食形態の多様化と早急化が重要となっている。定期受診、検診後の再検査及び精密検査、高齢者疾患による通院等、増加の一途を辿っており、関係機関と連携を図りながら対応していく。また健康診断及び各種検診により、高齢者疾患の早期発見に努め毎日健康に過ごせるよう日々のバイタルチェック等を実施していく。健康診断については、年2回の健康診断をはじめ、歯科検診、骨粗鬆症検診、女性は乳がん・子宮がん検診、男性についても前立腺がん検診等を必要に応じ実施していく。

感染症予防に関しては、インフルエンザの予防接種等とともに日常的に手洗い・うがいの徹底と定期的に感染症対策会議の実施や園舎内の清掃・消毒を行っていく。

一定年齢以上（特に高齢者）の方については、肺炎球菌ワクチンの接種を行い、高齢者が肺炎による重篤な状態とならぬよう予防に努めていく。

年々増加している通院者と共に服薬者も増え、薬の管理に関わる時間も増えており、通院業務など支援課全体で協力体制をとり対応していく。

4. 食生活

食事に関しては、利用者の方が一番の楽しみとしている中、高齢と共に嚥下機能が低下している利用者、また認知症等により食事の介助頻度も年々増えており、個々の利用者の疾病、嚥下、咀嚼に配慮した食事形態の工夫や嗜好調査を行い、毎日楽しく食事をして頂けるよう対応しているところである。現在持っている嚥下や咀嚼機能を維持していく事も大切であり、パターンリズムに陥らないよう意識し、個々に合わせた食事形態を提供出来るよう管理栄養士と協議しながら事故防止に努めていく。

栄養状態の維持や食生活の向上として、給食運営会議、四半期毎の栄養スクリーニング会議や年2回栄養ケア会議を実施し、利用者楽しんで食事を摂ってもらえるよう希望を取り入れたバイキングや選択メニューの提供、季節に応じた雰囲気作りを行い、毎日の食生活の潤いや楽しみとなるよう努めていく。

5. 生活環境の改善

施設改築検討委員会を引き続き設置し、施設整備に向けた検討会議を定期に実施してきた。改築に関わる施設整備に向けて検討し、平成31年度は、より細部にわたり検討していき、利用者の方達が安心・安全に生活できるよう建築素材や設置機材等の検討を重ね改築に向けた取り組みを今後も進めていく。

6. 非常災害

火災や各地で起きている世界的異常気象、大地震等、当事業所においてもどのような災害が起きても利用者の方達の安全を最優先した対応が出来る様、非常災害時の備品等の整備（必要物品の購入）を行い対応していく。

年3回の避難訓練を実施し不測の事態を想定した訓練を実施すると共に、自衛消防隊の訓練や水・電気・ガス等ライフラインの停止も想定した非常災害訓練を行う。

晩成学園 短期入所事業計画

I 事業の基本方針

- (1) 地域で生活されている方の多様化と緊急性に対応するため、定員3名に加え空床型を併用して地域のニーズに対応していく。
- (2) 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上、ならびに介護を行う家族等の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (3) 利用者お一人お一人の人間性を尊重し、心身の状況や個性をよく理解し援助を行うように努める。利用者の中には不安や緊張感を抱く方も多く、また、環境の変化により心身に不調をきたすこともあることから、心身の状態の観察には細心の注意を払い、安心して利用していただけるよう適切な援助を行う。
- (4) サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが想定されるが、援助の対象者を利用者本人のみならずご家族も一体として捉えて援助を行うように努める。
- (5) サービスの質の向上と、職員の育成を図るための各種研修会への参加や内部研修を実施し、その専門性を高めるよう努める。
- (6) 苦情・相談等に対しては、真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努める。
- (7) 実情に沿う危機管理の充実に努める。

II 重点取り組み計画

1. 利用者の人権と権利擁護を遵守し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努める。
2. 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行う。
3. 市町村等関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努める。
4. 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでその人らしい生活ができるよう努める。
5. 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努める。
6. 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく丁寧に説明し、同意を得る。
7. 全職員が共通認識のもと、サービス提供に努める。
8. 職員の資質・サービスマナーの向上として、助言を受け止め、支援技術の向上に役立てるよう努める。
9. 実情にあった危機管理ができるように利用者の支援情報を共有する。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業について丁寧に説明し利用目的の確認を行う。
入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、指定障害者支援施設（晩成学園）の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック（血圧、脈拍、体温の測定）等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置などを行う。 また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、迅速に対応するように努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
ご家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

晩成学園 相談支援事業計画

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定により、特定相談支援事業所の役割として従来の計画相談やモニタリングの作成の他に、地域資源の窓口としての役割は尚一層重要なものとなりました。

また、モニタリング実施標準期間の見直しがあり、モニタリングの頻度について、従来の1年ごとから次期モニタリングより6ヶ月ごと（一部3ヶ月ごと）となり、経過期間ではあるが、平成31年度については、290件/年の予定である。

また、相談支援内容についても質の高い支援の実施が求められており、平成30年度に引き続き、専従の職員（専従1名、兼務1名）の配置や、重度の障害者にも対応できる体制（行動障害支援体制）を行いサービスの質の向上を目指していきたい。

今後も利用者及びご家族の抱えているニーズや課題に寄り添い、適切な福祉サービスの利用に向けてケアマネジメントによるきめ細かな支援を行っていくと共に、信頼関係の構築に努めていく。

また、利用者の方が利用されているサービス提供事業所を定期的に訪問したり、連絡を密に行うことで、利用者の方の課題やニーズを共有し、より良いサービスの提供に繋がるよう連携を深めていきたい。

十勝管内や町内の相談支援事業所とも研修会や講習会を通じてネットワークづくりを行い、最新の情報の交換やスキルアップのために共に連携を深め、より質の高い相談支援の提供に努めていく。

Ⅰ 事業の基本方針

- (1) 利用者・保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って行うものとする。
- (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うよう努める。

- (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう努める。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービスを行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努める。
- (5) 市町村、医療、障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (6) 自らのその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていく。

II 重点取り組み計画

1. 障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係わる利用者若しくは保護者、又は地域相談支援の申請に係わる利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成していく。
2. 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係わるサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成していく。
3. 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期限内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行っていく。
「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定利用者又は地域相談支援給付決定利用者に対し、当該申請の勧奨をを行う。

相談の受付	相談支援事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。受付に際しては、親切かつ丁寧に対応する。
サービス利用計画書	①利用者及び家族の置かれている状況を把握し、希望する生活・解決すべき課題を把握する。 ②必要な福祉サービス等の種類・内容・量を確認する。 ③関係機関との調整を図り、サービス利用計画を作成する。 ④利用者に、サービス利用計画を理解できるよう説明し、同意を得る。
サービス利用計画書作成後のモニタリングの実施	・年1回以上面接を実施し、経過を把握するとともにサービス提供事業者等との調整を図る。 ・必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
苦情の受付	・利用者並びに家族からの苦情を積極的に聴き取り、当事業所及びサービス提供事業者へ適切に伝える。
ご家族に対する支援	・利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

緑陽荘 事業計画

平成31度は「共生社会の実現」という大きな目標に向けて着実に歩みを進めていく重要な1年となります。入所施設は小規模化に向けて再整備が求められるなど、法改正は地域移行をより加速させ、その「定着」を目指しています。障がいや年齢の垣根を越えた社会全体を巻き込むが故に様々な課題をクリアしなくてはなりません。障がい者支援施設はそれ以外にも大きな課題に直面しています。これまでは親亡き後の「終の棲家」として、あるいは訓練を通して「自立」させることが役割とされてきましたが、時代が移り変わると共に施設利用者は「高齢者」の仲間入りをし、機能低下に伴う様々な支援は「介護」に移り変わり、医療がより身近なものになるなど、利用者の重度・高齢化は喫緊の課題となっています。入所施設はこうした課題に対しこれまで培ったきた経験を生かしつつ、利用者一人ひとりのニーズに応えられる生活環境の整備と地域を支える365日24時間稼働する重要な社会資源の1つとして、共生社会の実現に向けその一躍を担う事ができるよう努力していきたいと思います。

1 基本方針

障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある施設運営を進めていくと共に、地域福祉を支える拠点施設となるよう事業の推進に努めます。また、利用者の基本的人権を尊重し、利用者が望むライフステージを実現できるよう専門的な知識と技術、価値観を持って良質で安心安全、快適なサービスを提供します。

2 重点目標

①権利擁護

利用者1人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、障害者虐待防止法・障害者差別解消法施行に伴う利用者の権利擁護に真摯に取り組むとともに、職員個々の意識の向上に努めます。

②重度・高齢障がい者への支援

重度の障がいを抱えていることや年齢を重ねるといことは、心身機能の低下による新たな生活障害を作り出すことである事を踏まえ、安心・安全な生活、社会活動に参加できるよう標準的な支援方法を確立し、より専門性を発揮した支援に努めます。

3 具体的取り組み

①個別支援計画

適切なサービスを提供するために、利用者個々の状態を正しく理解し本人の意向を尊重するとともに、リスク回避の優先や先入観だけの支援とならぬよう、常に個々の有している能力の維持・向上に努めます。

・生活介護

利用者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的とした日中活動を提供するとともに社会参加を支援します。

・施設入所支援

利用者個々が豊かで快適な生活を送ることができるよう生活環境を整え、障がいや年齢を考慮した支援・介護を実践します。

②虐待防止と権利擁護

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者を傷つけるもの、また犯罪行為となるものなど幅広いものとしてとらえ、常に利用者の立場にたって身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員1人ひとりの意

識の向上が不可欠であり、虐待防止事業所部会を中心に定期的に研修会を開催するとともに、「業務振り返りチェックシート」を活用しながら質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

③保健・医療

- ・ 日常の健康管理について基本的なバイタルチェックや口腔ケア、機能訓練などを通して疾病予防に努めます。
- ・ 協力医療機関と連携を図りながら利用者の健康状態の把握に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、年2回の健康診断（婦人科検診を含む）を行います。
- ・ リハビリなどを含めた機能訓練の他に訪問マッサージやフットケアなど外部業者の協力を得ながら、健康作りや日常生活の向上・改善を図ります。

④食事・栄養

- ・ 栄養ケアマネジメントに基づき、食事サービスを提供します。食事は健康生活の維持だけではなく、心も満たす大切な時間として捉え、バイキングや選択メニューなどを企画し、バラエティー豊かで満足感のある食生活を送っていただけるよう努めます。
- ・ 重度の障がいを持つ利用者、持病を抱え食事内容や形態に配慮が必要な利用者が安全に食事ができるよう、調理や使用する食器は個々の状態にあったものを用意します。また、加齢に伴う食生活の変化にも気を配り、美味しく食べやすいメニューづくりに努めます。

⑤感染症対策

- ・ 感染症対策マニュアルに従って感染症の予防及び蔓延を防げるよう定期的に研修会を開催し正しい知識や技術の習得に努めるとともに、清掃・消毒を徹底し、施設内の衛生を保ちます。
- ・ 感染症予防の一環としてインフルエンザ予防接種の実施や65歳以上の利用者には肺炎球菌ワクチンの接種を勧めます。

⑥事故対策

- ・ 事故防止や事故後の適切な対応は福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、適宜事故防止検討会議を開催するなかで報告されたアクシデント、ヒヤリハット事例を検証するとともに、介助方法等の業務マニュアルの見直しを行うなど、迅速な改善策の実行に努めます。

⑦防災防犯対策

- ・ 火災や自然災害を想定した避難訓練を定期的実施するとともに、防災対策会議を開催し昨今の大規模災害で知り得た情報を精査、マニュアルの見直しや食料、消耗品等の備蓄品を点検・更新するなど、利用者や地域の防災対策に寄与します。
- ・ 外部からの不審者の侵入に対する危機対策として、適宜防犯対策会議を開催し緊急事態発生時の対応や市町村、警察などからの不審者情報を職員間で共有するとともに、防犯講習や防犯訓練等を実施するなかで危機管理意識の向上に努めます。

⑧余暇支援

生活の活性化を図り心豊かな時間を過ごすことができるよう、旅行や外出など様々な余暇支援を実施します。実施にあたっては利用者個々の特性を踏まえ安全面を考慮するとともに、利用者主体の活動となるよう引率体制を整え、普段の生活とは違う雰囲気を楽しんでもらえるよう努めます。

⑨地域社会への貢献

「共生社会」の実現や施設利用者の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに、施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動（町内会行事や地域美化活動への参加）を行います。

⑩人材育成と職員の連携

社会性を強く求められる専門職として、職員1人ひとりが自己研鑽に励み、人間力を育める職場環境の構築に努めます。また、「ほう・れん・そう」を基本に支援の連携と継続性を高めます。

⑪移転改築に向けて

- ・ 緑陽荘独自の改築検討委員会を立ち上げ、重度・高齢利用者が快適な生活が送れるよう設備面の検討やユニット化に向けた具体的な支援体制を検討していきます。
- ・ 移転改築後、通所部門（現すまいる）が単独事業所になることから設備面の改修や必要物品の購入を検討していきます。

⑫主な施設整備、修繕、備品購入

- ・ 発電機など災害対策に関わる備品

緑陽荘 短期入所事業計画

1 基本方針

- ・ 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、一時的に施設に入所することにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに利用者家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。
- ・ 利用者一人ひとりの人間性を尊重し、利用者の心身の状況や個性をよく理解し、援助を行うように努めます。利用者の中には環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、時には心身に不調をきたすこともあるため、安心感を持てるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うよう努めます。
- ・ サービス利用の理由として、介護者やご家族の疾病、冠婚葬祭、出張、休養、旅行などが多いことから、援助の対象者として利用者と家族を一体として捉えて援助を行うよう努めます。
- ・ 職員の育成、資質・サービスマナーの向上、専門性を高める研修会への参加や園内研修の充実に努めます。
- ・ 苦情、相談等に対しては真摯に受け止め、迅速に対応し早期解決・改善に努めます。

2 重点目標

- ・ 利用者の人権と権利を擁護し、個人情報・プライバシーの保護について「職員倫理綱領・行動規範」に基づいた支援に努めます。
- ・ 個人情報保護方針を全職員が自覚し、虐待のない支援を行います。
- ・ 市町村関係機関との連携・情報交換等により効果的な活用に努めます。
- ・ 利用者・家族の希望・要望を十分に聴き、ニーズを確認することでその人らしい生活ができるよう努めます。
- ・ 心の安定と健康・身体状況に配慮したサービスに努めます。
- ・ 利用者・家族にサービス内容をわかりやすく説明し、同意を得ます。
- ・ 全職員が共通認識(情報の共有化)をもってサービス提供に努めます。

入所の受入れ	初回の利用については、関係機関および家族と連絡を密にし、必要に応じて訪問調査を行い、利用者のご家族の状況について把握するとともに、短期入所事業についてよく説明し利用目的の確認を行う。
--------	---

入所中の生活	日常生活支援、食事・栄養管理等については、障がい者支援施設・緑陽荘の事業計画に準ずる。
日中活動支援	カリキュラムに沿った活動内容の他、行事など趣味の活動を用意し、利用中の生活が充実できるように努める。
健康管理	健康状態の観察とバイタルチェック(血圧、脈拍、体温の測定)等により、体調変化の早期発見と疾病の予防に努める。必要に応じて服薬を預かり、援助、処置等を行う。 また、緊急時には応急処置を行うとともに、協力医療機関、家族と連絡をとり、迅速な対応に努める。
退所の報告	利用期間中の食事、入浴、排泄状況、日中・夜間の状況、など必要に応じて家族に報告する。
家族に対する支援	利用者の家族とは、入退所時、面会時、電話などで必要に応じて連絡を取り合い、情報交換に努める。

デイセンターばんせい事業計画

基本方針

今年度、開設 20 周年を利用者、職員、そして関係者の方々と祝うことができました。感謝の気持ちでいっぱいになると共に、多くの方々に支えられていることを実感しました。

次年度は基本理念のもと、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と、財政の健全化に向けて近づけていきます。

その為に土曜日営業、利用率の向上はもちろんのこと、生活介護は新たに重度障害者支援加算の取得を目指します。また、就労継続支援 B 型は工賃水準を引き上げ、基本報酬単価を高め維持する努力をします。

事業の推進にあたっては、職員の定着率を高め安定したサービスの提供と、福祉の専門性を高めつつ、利用者の人権と尊厳を守り、その願いや希望に応えることを目指します。

そして清潔感があり、明るく、活動的な事業所になるよう職員一同力を合わせていきたいと思えます。

(1) 事業方針

①「多機能型」共通方針

- ・利用者の人権を尊重し、自己実現へ向けた多様な支援を行う。
- ・利用者及び家族の希望や願いに応えられる事業所を目指す。
- ・提供するサービスは、権利擁護、虐待防止等を十分配慮する。
- ・働きやすい職場環境に努め、職員定着率を高める。
- ・個々の職員が資質の向上に努め、それぞれの個性や力量を発揮する。
- ・土曜日営業の実施、各種加算等の適応を検討し、事業収入の増収を図る。
- ・各種学校との協力関係を維持し、新規利用者の情報等を把握する。

②「生活介護」基本方針

- ・健康面や生活面での支援や介護の充実を図る。
- ・生産活動、創作活動、スポーツ活動、行事等、各種プログラムの充実に努める。
- ・生産活動を通して、働くことの喜びや生きがいを感じてもらえるように働きかける。
また身体機能の維持や向上に繋がる、機能訓練の機会ともとらえる。
- ・土曜日営業を実施し、社会資源の活用と、普段とは違う雰囲気を楽しむ。併せて社会

性やマナーを身につける。

- ・利用者の加齢化に対応するため、プログラム内容の見直しと、その活動名称を検討する。
- ・重度障害者支援加算の要件を満たすため、研修の受講、計画シートの作成等を進める。

③「就労継続支援B型」基本方針

- ・利用者の作業活動及び生活面の支援をする。
- ・知識や技術を習得しながら、食品の安全性を高め高品質な製品作りを行う。
- ・収支のバランスを常に意識し、利用者工賃の向上に努める。
- ・消費税増税に備え、原材料、消耗品等、コストの上昇を最小限にとどめる。
- ・「利用者評価表」を定着させ、作業スキルの向上とともに、精神的な自立や協調性等を培う。
- ・大きさ、かたち、包装等の仕様を変える等、付加価値のある製品作りに取り組む。
- ・会計業務を見直し、効率的な会計処理がなされるようにする。
- ・一般就労者輩出に向けて、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等、関係機関と連携していく。

(2) 利用者支援

①「多機能型」共通

- ・個別支援計画書、各種マニュアル等に基づき、質の高いサービス提供に努める。
- ・利用者はじめ、家族の苦情や相談等に対し、速やかに対応する。
- ・個人情報保護や権利擁護、虐待防止の徹底を図るため、外部研修に参加するとともに、事業所内研修を充実させていく。
- ・利用者の自主性・主体性を尊重し、エンパワメントが発揮できるように支援する。
- ・利用者の意志決定支援に取り組むとともに、自治会運営を支援する。
- ・病欠、入院等、長期間利用できない時には、電話連絡、面会、家庭訪問を通し、状況を把握し必要な支援を行う。

②「生活介護」

- ・支援や介護の際は、自立支援の視点を尊重し、個々の利用者に合った働きかけをする。
- ・高齢者や健康上に大きな配慮を必要とする利用者が増加する中、医療的知識や介護技術を習得し、安全かつ適切な支援に努める。
- ・生産活動を通し、育てる喜びや生きがいを感じるとともに、身体機能の維持や向上、ストレスの緩和に結びつける。
- ・季節ごとの行事やレクリエーションを実施し、楽しみながら季節の変化を感じたり、生活リズムを整えたりする。
- ・創作活動を通し、個性を伸し表現する素晴らしさを感じられるように支援する。
- ・入浴サービスにより、代謝活動の促進、疲労の回復、リラックス効果を得る。
また清潔に保つことで疾病や感染症を予防する。
- ・各種スポーツ大会（パークゴルフ、アジャタ）出場を目標にし、身体を動かす機会を得るとともに、大会を通し他施設・事業所との交流を深める。

③「就労継続支援B型」

- ・製造工程や作業環境を見直しながら、個々の利用者が能力を発揮できるようにする。
- ・製造から販売に至るまで、利用者が携わることの大切さを意識して、製品作りに取り組む。

- ・利用者の怪我や食品事故防止のため、集中力と慎重さを持って取り組めるように支援する。
- ・食中毒、異物混入、食品の5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）等の理解が深められるよう働きかける。
- ・「利用者評価表」を活用し、利用者自身が振り返りの場面を持つことで、成長できるように働きかける。
- ・一般就労を目標にできる利用者には、意欲を引き出しながら計画的に就労に結びつける。

(3) 健康管理

- ・健康状態を把握するため、バイタルチェックはじめ、家族や地域支援センターらいつと連携を深めていく。必要に応じて受診を進める、健康上の助言を行う。
- ・健康診断や各種予防接種等の情報提供や斡旋を行う。
- ・感染症対策として、うがい・手洗いの励行、センター内の清掃・消毒を徹底する。また事業所内で講習会を実施し、最新の対応方法を学習する。
- ・緊急時に備え、事故・急病対応マニュアルに沿って対応できるよう、周知徹底とともに訓練を行う。
- ・加齢に伴う生活習慣病の予防、身体機能の維持や向上のため、機能訓練、ウォーキング、体操等を提供する。(生活介護)
- ・定期的に口腔ケアを行い、歯磨方法や虫歯、義歯の使い方を確認する。また口腔機能の維持や向上にも努める。(生活介護)

(4) 食事の提供

- ・利用者の健康維持、増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供する。
- ・食事を通して季節感や喜びを感じられるような、豊かなメニューを作成する。また、利用者の食物アレルギーや飲食と薬の飲み合わせ等にも、十分注意した給食を提供する。
- ・食事介護が必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行う。
- ・食事の趣向調査、アンケート、給食会議等をもとに、毎日の食事メニューはじめ、バイキング、選択メニューを充実させる。

(5) 環境整備・安全管理

- ・清潔・快適・安全な環境で生活するために、事業所内外の整理、整頓、清掃を徹底する。
- ・修繕・修理の必要な箇所については、迅速に対応する。
- ・地震、台風等の自然災害や火災に対して、定期的に訓練を実施する等、不測の事態に備えておく。
- ・不審者が侵入時の危機管理がきるよう、マニュアルの理解と訓練を行う。
- ・防災、減災に必要な備蓄品の確認と保管場所を周知徹底する。
- ・突然の事故を未然に防止できるよう、日頃よりヒヤリハット報告書を作成し、問題点や対応策を検討する。

(6) 地域との連携

- ・社会資源の一つとして、地域に開かれ地域に根ざした事業所となるべく、市町村、町内会、近隣住民との連携や協力体制を築くよう努める。
- ・ご家族をはじめ、地域からの相談事を受け入れることができるよう、事業として力量を高めていく。
- ・障がい福祉の啓蒙、当事業所の理解のため、見学者、福祉現場実習者、ボランティア

を積極的に受け入れてく。

主な施設整備・修繕・購入物品等

= 購入物品 =

- ・ソファ（1脚）購入
- ・車いすの購入（1脚）
- ・スタッドレスタイヤの更新（3台分）

地域支援センターらいい事業計画

平成31年度の我が国の経済は、同年10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講ずるなど、「平成31年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成31年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇と見込まれる。

政府としては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入などの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の活躍を目指すとしている。

こうした中障害福祉サービス関係費は、前年度比+1,227億円の15,037億円が計上されている。

主な施策として、良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保、地域生活支援事業等の拡充、障害福祉サービス提供体制の整備、芸術文化活動の支援の推進、視覚障害者等の読書環境の向上、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害児・発達障害者の支援施策の推進、障害者の就労支援の推進、依存症対策の推進を挙げている。

1. 基本方針

道は、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮小しながら、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就労の場などの整備に努めてきているほか、北海道障がい者条例に基づく施策の推進や、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきました。

第5期計画においては、これらのほか、地域における生活の維持及び継続の推進、就

労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、引き続き、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」や「本人が希望する暮らしの実現」、さらに「地域社会における共生の実現」を目指し、市町村の協議会を核として地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進するとしている。

そうした中当事業所においては、共同生活援助事業所（介護サービス包括型）として再出発して6年目を迎え、引き続き地域支援センターらしいふの「基本理念」の下、障害者総合支援法及び関係法令を遵守したサービスの提供と事業の健全かつ安定的な経営に努めていきます。

利用者支援については、利用者の人権・利用者の尊厳・権利の尊重に基づく支援を実施することはもとより、利用者一人ひとりにあった、個別支援計画と職員の基本である倫理綱領及び行動規範により、適正かつ効率的な支援を行います。

提供サービスの内容として、共同生活援助事業を実施します。

共同生活援助事業については、利用者が自立した地域生活を営むことができるように、その人の潤いと生きがいのある生活の場とするために、充実したサービスの提供に努めます。

平成31年度も引き続き、利用者の社会生活向上と余暇活動の充実を図りながら、障害のある一人ひとりが充実した生活が送れるよう適切な支援に努めるとともに、障害の多様化と高齢化に対して常時の支援体制を確保して、利用者が地域において継続して生活するための準備を進めます。

2. 重点事項

- (1) 利用者の人権尊重、権利擁護及び虐待防止
- (2) 利用者の健康管理の充実
- (3) 利用者一人ひとりの特性やニーズに即した個別支援の充実
- (4) 利用者の防火・防災・防犯対策の強化
- (5) 利用者の地域交流や余暇支援の促進
- (6) 家族や関係機関等との連携強化
- (7) 施設入所者の地域移行に伴う住居の新築
- (8) 夜間支援等体制の準備を進める

3. 具体的取り組み事項

- (1) 個別支援計画に基づいた支援
 - ①利用者個々に快適で安全な生活を送ることができるよう、利用者または状況に応じて家族・後見人等のニーズを十分に把握した上で個別支援計画を立案する。
 - ②生育歴・障害特性や程度・心身の状況・生活能力・行動の状況等、事前に資料や情報を収集し、環境及び本人の中にある要因を十分に検討する。
 - ③個別支援計画会議を開催し、様々な視点から検証し個別支援計画を作成する。
 - ④個別支援計画について変更があった場合は、その都度利用者または状況に応じて家族・後見人等への提示・説明を行い、同意を得るものとする。
 - ⑤サービス管理責任者は、サービス提供にかかわる総合的な管理を行い、サービスの質の向上を目指す。
 - ⑥個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り適切な支援を実施する。
 - ⑦個別支援計画に対し、支援状況や支援経過を振り返るとともに、課題を再確認し

たり、次ステップへの転換を図ったりする機会とする。

⑧利用者の状況に応じ、定期的に計画する評価・見直しを行う。原則として6ヶ月に1度は評価を行うこととする。

⑨個別支援計画に対してモニタリングおよび計画の見直しを行う場合は、個別支援計画会議を開催し、利用者個々の理解を深めるとともに個別支援計画に反映する。

(2) 日常生活支援

①高齢化を含め、利用者の実情に応じた生活環境の整備を図るとともに、支援体制の検証や調整を行う。

②日常生活を営むうえで普通に行っている、食事や排泄、整容、移動、入浴等のアセスメント・ニーズ把握を適切に行い、主体的な生活を来ることができるよう支援の見極めやサポートのあり方を目指す。

③利用者のニーズに応じて、家事を身につけるための支援を行う。

④個別支援計画を基に、健康で主体性のある生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりの気持ちにより添う支援を行う。

(3) 関係各所との連携・継続した支援

①就労先や福祉サービス事業所等の日中活動先との連絡調整を密に行うことで情報を共有し、担当職員を中心としたネットワークを強化し、日中の活動拠点と連携・継続した支援ができるように努める。

②職場訪問を定期的あるいは適宜行って、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。

③失業時は、各種手続きの支援、一般就労への再チャレンジに向けた支援を行う。

④入居者の家族との細かな情報交換を心がけ、自立した生活を共に支えていけるように努める。

⑤地域の行政区活動に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深めるための支援を行う。

⑥地域の社会資源の活用や行事等の参加については、地域の各関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じて利用できるサービスの情報を提供しながら、様々な活動に参加しやすい環境を整える。

(4) 訪問による生活相談及び外出、旅行、余暇支援

①各ホームを定期的に夜間訪問し、生活全般に関する相談、支援を行う。

②利用者主体の暮らしを継続していくために、各ホーム及び個々の意見を傾聴し、できる限り希望、要望に応えられるように努める。

③利用者の外出や余暇活動等、充実した地域生活を送れるようにするため、一人ひとりのニーズに応じた社会資源を提供し、関係機関との連携及び同伴、送迎等の支援を行う。

④利用者の希望に応じ、十勝管内及び北海道内、北海道外の旅行を企画し、引率支援を行う。

⑤利用者が病気・怪我などにより通院が必要場合は、通院に同伴、送迎等を行う。

(5) 預かり金事務の支援

①グループホームの入居者、地域生活者の財産等の預かり金事務は、「利用者預かり金規程」「金銭出納管理サービス契約書」により、支援する。

②本人の収入に応じた支出のあり方を十分説明し、適切な使用ができるよう支援を行う。

(6) 健康管理

- ①看護師を配置し、利用者個々の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療、周知徹底に努め、心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、必要な支援を行う。
 - ②定期的及び必要に応じた各種健康診断・予防接種・各種医療機関の受診により健康状態の把握、早期対応に努める。
 - ③服薬のある人に関しては、誤薬・服薬忘れの無いよう、厳重な服薬管理を行う。
 - ④加齢に伴う傷病のリスクや、個々人の体質による疾病発生の予防に努める。
 - ⑤健康維持の一環として、口腔ケアの充実・徹底を図る。
 - ⑥衛生管理に対する支援として、身体・着衣・寝具・居室・設備等の清潔保持に努める。
 - ⑦手洗い・うがいを励行し、感染症予防に努める。
 - ⑧疾病の管理と現在治療継続している利用者については、主治医との連携を密にし、日常生活や食生活の改善を図り治療がスムーズにいくよう支援する。
- (7) 食事・食生活に関する支援
- ①食生活を通して個人の健康維持・増進を図るとともに、社会性（マナー）を身につける。
 - ②利用者の嗜好を取り入れ、家庭的な環境で、楽しく食事ができるようにする。
 - ③栄養バランスの取れた食事を提供し、生活習慣病の予防に努める。
 - ④食事内容の変更（減塩、低コレステロール食等）が必要な利用者には個々の身体状況に応じた食事を提供する。
 - ⑤生物の摂取や、加熱調理、賞味期限に留意し、また、食器・調理器具は十分洗浄・乾燥した後、衛生的に保管し、食中毒の予防に努める。
- (8) 地域生活者の支援
- 法人の運営する施設やグループホームを退所し、地域のアパートなどで自活している地域生活者や在宅者に対して、その地域生活全般を支援する。
- (9) 権利擁護に関する取り組み
- ①苦情解決システムを有効活用し、苦情に対する迅速な対応を行う。また、日頃より利用者からの相談・要望・苦情を受ける体制を整え、迅速に対応・処理できるようにする。
 - ②成年後見人制度の利用
入居者の方々が安心できるサポートづくりの一環として、家庭裁判所に成年後見人の依頼の申し立てを行い、安心した生活を入居者の方々に提供する。
 - ③身体拘束・虐待の防止
日々の支援に関わる全ての職員に内部研修等を通じ、定期的に業務態度を振り返る場をつくり、差別や虐待行為に相当する行為に至らないよう徹底する。
 - ④意識調査の実施
全職員に対し、意識調査を実施し、利用者への接し方や勤務態度を振り返る機会を設け、サービスの質・モラルの向上に努める。
 - ⑤全利用者に対して満足度調査を実施することで、利用者のニーズ等を把握し、その分析結果を基に、サービスの質の向上を目指す。
- (10) 安全管理体制の強化
- ①火災及び自然災害の防災訓練を年3回実施（夜間想定による訓練を含む）し、ホーム利用者の災害時の安全を確保する。

- ②防災マニュアルに基づき、災害時の避難場所等の情報、また、様々な被災状況を想定し、被災時の対応、行動について周知し、防災意識の向上・対策の強化に努める。
- ③日常におけるヒヤリハット報告から、発生した事故に関する報告により、原因・対策・改善策を検討・共通認識とすることで同様の事故を繰り返さないように努める。
- ④防災研修に参加し、災害対応に必要な専門的な知識・技能を習得する。
- ⑤救命救急講習や感染症研修等に積極的に世話人に参加してもらい、日頃から安全・安心に対する意識向上を図る。
- ⑥防犯対策マニュアルを整備し、防犯研修を行い、利用者及び職員の人命を守る。
- ⑦就寝前から翌朝の起床後までの間の生活支援のほか、緊急時の対応等を行う夜間支援従事者の配置に向け準備を進める。

(11) 環境整備

- ①清潔・快適・安全な環境で生活するために、ホーム内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
- ②修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応する。
- ③グループホーム整備委員会で協議し、重度・高齢の障がい者の地域移行の受け皿に適した構造、設備の住居を建設する。